

令和9・10年度 建設コンサルタント・調査業務 (測量を含む)
入札参加資格審査申請要領 (通常受付分 県内本店業者用)

奈良県

令和9・10年度において、奈良県(知事部局・教育委員会・各公社・警察本部等)及び奈良県広域水道企業団(企業団本部又は広域水道センター)が発注する建設工事関連の測量・設計・調査等業務の競争入札に参加を希望する方は下記により書類を提出してください。

- 1 本申請における競争入札参加資格の有効期間
令和9年6月1日～令和11年5月31日です。

- 2 資格審査結果について
個別の通知は行いません。

令和9年6月1日に建設産業課のウェブページに掲載予定の「令和9年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設産業課ウェブページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4331.html>

3 留意事項

- (1) 申請内容の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加・変更はできません。
申請の際には、内容を十分に確認してください。
- (2) 申請書類は、奈良スーパーアプリにより「**電子申請**」(添付書類も奈良スーパーアプリに添付してください。)してください。
- (3) 対面による受付は行いません。

- 4 受付期間 **令和8年11月2日(月)～令和9年1月29日(金)**
※電子申請期限: 令和9年1月29日(金) 17時15分まで

【電子入札について】

○県土マネジメント部、まちづくり推進局、食農部、環境森林部(当該部局の出先機関を含む)及び奈良県広域水道企業団(企業団本部又は広域水道センター)が発注する**建設工事及び建設工事に関連する委託業務**は、電子入札により入札を行うこととしています。

※電子入札については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/10553.html> をご覧ください。

○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

※利用者登録については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/42219.html> をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設産業課入札契約係(0742-27-7486)にお問い合わせ願います。

当申請についての問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設産業課 公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

県内本店測量等・通常受付	
1 申請資格	奈良県内に本店を有する測量業者（測量法（昭和24年法律第188号））による登録業者） ※測量業務以外の次の業務を同時に申請する場合も、本要領により申請してください。 (1) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）による登録業者） (2) 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者） (3) 地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）による登録業者） (4) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）による登録業者） (5) その他（（1）～（4）以外で調査業務等について営業する者）
2 欠格要件	以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。 ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者 ③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 ④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者 ⑤県税を完納していない者 ⑥消費税及び地方消費税を完納していない者 ⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者 ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「<u>法</u>」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 ⑧法第32条第1項各号に掲げる者 ⑨雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。） ⑩本申請又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

3 申請業種	直前2営業年度において業務実績のある業種に限ります。 業種については別紙「令和9・10年度の業務種別」を参照してください。 なお、「その他」業種は、申請できる業務内容は3種類までとします。
4 申請方法	<u>奈良スーパーアプリによる電子申請により申請してください（「【G：県内本店コンサル（測量含）】令和9・10年度入札参加資格審査申請」を選択）。</u>なお、奈良スーパーアプリでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点を参照してください。 <u>（1）締切：令和9年1月29日（金）17時15分</u> 上記締切までに申請を完了させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。 <u>（2）添付書類について</u> 別紙「測量業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内本店）」を参考に添付書類を準備してください。申請にあたり、添付書類は全て奈良スーパーアプリに添付してください。 なお、奈良スーパーアプリに添付できない書類については、当該書類について郵送での提出が可能です。下記「5 送付先」に送付してください。 <u>（令和9年1月29日（金）（当日消印有効））</u> <u>（3）受付控えについて</u> 申請が完了し、審査が承認されると、アカウント作成時に登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」となります。必ずメールを確認し、大切に保管してください。
5 送付先	〒630-8501 奈良市登大路町30 建設産業課 公共工事契約管理係 宛 封筒に「入札参加資格審査申請（県内本店測量（区分G）在中）」と朱書きしてください。
6 その他	（1）申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。 （2）奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。 （3）奈良スーパーアプリでの申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。 <u>（4）入札参加資格審査申請の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。</u> <u>（5）技術職員の減少又は測量機器の保有状況の変更等により格付け要件を満たさなくなった場合は、速やかに「降格申請書」を提出してください。</u> （6）申請内容及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止の対象となります。 （7）本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。 （8）本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。 （9）申請内容及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。

※ ○は提出必須。△は該当する場合のみ。ただし、3と4はどちらか一方は必ず提出が必要。

※ 上記以外にも、必要に応じて追加で資料を求める場合があります。

	提出書類	測量	建設コンサルタント	地質調査	補償コンサルタント	建築設計	その他
1	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(有効期間内のもの) その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定の業務を登録する場合のみ必要。 ※現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ、登録証明書等の写しを提出してください。 ※申請時添付した登録証明書及び現況報告書に記載の有効期間について、「令和9年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」の有効期間の始期である令和9年6月1日までに有効期間が切れる場合は、登録更新後、速やかに最新のものを再度提出してください。	△	△	△	△	○	△
2	競争入札参加資格審査申請書測量実績高(様式1)	○	—	—	—	—	—
3	健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し及び雇用保険の加入が確認できる書類の写し(両方を提出) ※保険料の領収証等 ※健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 ※提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ※法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記4を提出してください。	△	△	△	△	△	△
4	社会保険等適用除外誓約書(様式2) ※雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。	△	△	△	△	△	△
5	県税(全税目)に滞納がない証明書(未納がない証明書でも可)の写し ※発行後3か月以内のもの。	○	○	○	○	○	○
6	消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し (国税通則法施行規則別紙様式第9号書式その3(その3の2、その3の3も可)) ※発行後3か月以内のもの。 ※免税業者も要提出 ※写し可(電子納税証明書(PDF)の出力も可)	○	○	○	○	○	○
7	現況報告書の写し ※直近1年分(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要) ※申請業種・部門について、直近1年に実績がない場合は、直近2年分を提出してください。 ※国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。	—	○	○	○	—	—
8	希望する業種において、直前2営業年度に受注実績があることが確認できる業務委託契約書の写し ※業種・各部門ごとに1件分で可。「その他」の業種については、業務内容ごとに1件ずつ必要です。 ※当該契約による収入が、直前2営業年度の決算において事業収入として計上されているものに限りです。 (例:決算日が令和8年9月30日の場合、令和6年10月1日から令和8年9月30日の間に業務が完了し、事業収入として計上されたもの。) ※建築設計と「その他」の業種については必ず提出してください。 ※測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの業務を申請する者で、直近1年のみ実績があり、決算日を過ぎたものの、財務に関する報告書又は現況報告書が提出手続中である場合に提出してください。	△	△	△	△	○	○
9	財務に関する報告書 ※測量法(昭和24年法律第188号)第55条の8に規定するもの(測量法第55条の3第3号及び第4号を含む) ※直近2年分(決算変更により2年に満たない場合は変更前の分も必要) ※国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。	○	—	—	—	—	—
10	測量業者登録日が財務に関する報告書に記載されている創業日と異なる場合、測量業者登録を受けた後において測量業登録がない期間がある場合、休業又は転(廃)業の期間がある場合、組織変更がある場合は、その内容が確認できる資料の写し	△	—	—	—	—	—
11	測量士等調査票(様式3)	○	—	—	—	—	—
12	測量士等名簿記載事項証明書の写し(発行後3か月以内のもの) 雇用が確認できる書類(必要書類は様式3の記載要領を参照) ※様式3に記載されている者にかかるもの	○	—	—	—	—	—
13	測量CPD技術者証又は測量CPD台帳登録証の写し	△	—	—	—	—	—
14	測量CPD学習履歴証明書の写し 令和7年1月1日～令和8年12月31日の間に取得したポイント数がわかるもの	△	—	—	—	—	—
15	測量機器の保有状況(様式4)	△	—	—	—	—	—
16	測量機器の写真(様式4に記載されているもの。機種名及び製造番号がわかるもの。) ※複数の機器についてある場合は、いずれか一つ分で可(上記15と同じ機器のものを提出してください。)	△	—	—	—	—	—
17	不当要求防止責任者講習に係る受講修了書(写し) (会社の代表者又は法人の取締役が受講したもので、かつ、令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に奈良県公安委員会が発行したものに限る。) ※受講予定日が申請日以降である場合は、奈良県公安委員会から送付される「責任者講習通知書」の写しを提出してください。講習受講後は、速やかに受講修了書の写しを提出してください。 ※「責任者講習受講通知書」は、奈良県公安委員会宛てに責任者選任届出書を提出後、送付されます。 ※受講者が法人の取締役である場合は、受講時点において申請業者の取締役であることが証明できる資料(登記事項証明書の写し等)を提出してください。	△	—	—	—	—	—

※ ○は提出必須。△は該当する場合のみ。ただし、3と4はどちらか一方は必ず提出が必要。
※ 上記以外にも、必要に応じて追加で資料を求める場合があります。

	提出書類	測量	建設コン サルタント	地質 調査	補償コン サルタント	建築 設計	その 他
18	奈良県と災害協定(測量業務に係るものに限る。)を締結している団体が発行した証明書の写し ※団体の会員であることが確認できるもの。	△	－	－	－	－	－
19	委任状 ※入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ※委任者、受任者とも押印不要 ※様式は任意ですが、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考)行政書士法(昭和26年法律第4号) 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。	△	△	△	△	△	△
	使用者差向書(様式 使1) ※使用者により申請書を提出する場合のみ提出 ※押印不要	△	△	△	△	△	△

申請上の注意 (測量業者 (県内本店用))**1 共通事項**

様式1～4については、下記「2 申請様式のダウンロードについて」に記載のウェブページから様式をダウンロードしてください。

2 申請様式のダウンロードについて

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

3 奈良スーパーアプリでの申請

奈良スーパーアプリで必要事項を入力し、下記の添付書類を提出してください。

(締切: 令和9年1月29日(金) 17時15分)

下記添付書類は、**全て奈良スーパーアプリで提出** (奈良スーパーアプリへの添付が難しい書類については、当該書類を郵送で提出) してください。

4 競争入札参加資格審査申請書測量実績高 (様式1)

(1) 測量実績高について記入してください。

(2) 測量実績高①～③については税込・税抜金額の両方を記入してください。

(3) 直前2営業年度の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、直前2年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

	C	B	A	
	12か月	12か月	9か月	
決算日	決算日	決算日	変更後の決算日	申請日

①及び②の欄にA～Cの金額を記載する。

直前2年の営業年度の合計月数…… (A + B = 21か月)

不足月数…………… 24 - 21 = 3か月

計算式 (A + B + (C × 3 / 12)) / 2 = 直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

計算式 各事業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 = 直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併等した場合

→移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績 (ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限る。) も実績高に含める。

5 社会保険等適用除外誓約書 (様式2) <該当者のみ>

内容を確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険適用除外の理由を記入して提出してください。

6 測量士等調査票 (様式3)

記載方法については、様式下部の記載要領に従ってください。

7 測量CPD<該当者のみ>

(1) 様式3への記載について

令和9年1月1日までに雇用されており、かつ入札参加資格審査申請時点で雇用されている測量士又は測量士補のうち、測量CPDポイント (令和7年1月1日～令和8年12

月31日の間に受講したものに限る。)を取得している測量士又は測量士補(上限3人)について、測量士等調査票(様式3)に記載してください。記載方法については様式下部の記載要領に従ってください。

(2) 提出書類について

上記(1)に該当し、様式3に記載した測量士又は測量士補に係る次の書類(両方)を提出してください。

- ・測量CPD技術者証又は測量CPD台帳登録証((公社)日本測量協会又は測量系CPD協議会が発行したものの写し)
- ・測量CPD学習履歴証明書(測量系CPD協議会が発行したもの。令和7年1月1日～令和8年12月31日の間に受講したものに限る。)

＜測量CPDについて＞

測量技術者の技術力は各人の知識と経験によって支えられています。資格取得後も引き続き継続教育(CPD)を実施することにより、時代に即した能力の維持向上を図り、測量技術者の社会的信頼性を高めることは重要です。また、良質な測量成果物の提供にもつながります。

測量CPDの詳細については、測量系CPD協議会のウェブサイトをご覧ください。

測量系CPD協議会 <https://www.jsurvey-cpd.jp/>

8 測量機器の保有状況(様式4) ＜該当者のみ＞

- (1) メーカー名/機種名欄には、メーカー名と保有する機器の機種名を記載してください。記載に当たっては、国土地理院のウェブサイトにある登録機種一覧簿を参考にしてください。

国土地理院該当ページ <https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/seino.html>

- (2) 等級欄には保有する機器の等級(1級～3級)を記載してください。電算プログラムについては、等級を記載する必要はありません。
- (3) 製造番号欄には、保有する機器の製造番号を記載してください。わからない場合には、保証書等の写しを提出してください。
- (4) シリアルナンバー欄には、電算プログラム等のシリアルナンバーを記載してください。制度上、シリアルナンバーが無いものについては、記載の必要はありません。
- (5) 所有又はリースの別欄には、機器の保有形態を記載してください。所有又はリースを記載することとなります。レンタル保有又は共同保有をしている機器は対象外です。
- (6) 保有する機器について、機種名及び製造番号がわかる写真を提出してください(複数の機器を保有している場合は、いずれか一つの写真で構いません)。

9 不当要求防止責任者講習＜該当者のみ＞

公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書(会社の代表者(例: 法人の代表取締役、個人事業主)又は法人の取締役が受講したもので、かつ、令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に奈良県公安委員会が発行したものに限る。)の写しを提出してください。

※受講者が法人の取締役である場合は、受講時点において申請業者の取締役であることが証明できる資料(商業登記簿謄本の写し等)を提出してください。

＜不当要求防止責任者講習について＞

奈良県暴力団排除条例(平成23年3月18日奈良県条例第35条)により、県民をあげて暴力団の排除のための活動に取り組むこととされました。暴力団からの不当要求に対処するために必要な知識、技能を習得することを目的とした講習です。

10 災害協定＜該当者のみ＞

入札参加資格審査申請時点において奈良県と災害協定(測量業務に係るものに限る。)を締結している団体の会員となっている場合は、団体の会員であることが確認できる書類(災害協定を締結している団体が発行したもの)の写しを提出してください。

令和9・10年度の格付け基準(測量・県内本店)

《格付け基準表》… 総評定点 = 客観点 + 発注者点

ランク	評価事項	基準
A1 グループ		Aランクの基準を満たし、かつ
	総評定点	100点以上
	技術職員数	測量士等※ 3名以上(うち測量士2名以上)
A	総評定点	60点以上
	技術職員数	測量士等※ 2名以上(うち測量士1名以上)
	測量機器	2級基準点測量が可能な機器
B	技術職員数	測量士 1名以上

※測量士等とは、測量士及び測量士補をいいます。

※「格付け基準」のすべてを満たすランクに格付けします。

(客観点)

項 目	評定点
年間測量平均実績高(直前2年):a	$(10 + (a - 1,000 \text{万円}) / 200 \text{万円})$ 点 <最大55点>
自己資本額数値:b (自己資本額/年間測量平均実績高(直前2年)) × 100	$b \times 30 / 100$ <最小0点、最大30点>
測量業における営業年数:c (令和9年3月31日現在における年数)	$(10 + (c - 5) \times 0.5)$ 点 <最大30点>

(発注者点)

項 目	評定点
測量成績	$(R4.1.1 \sim R8.12.31 \text{の間に完了した業務の平均点}) \times 0.4$ 点 <最小0点、最大40点>
測量CPD	格付け基準の対象となる測量士又は測量士補(上限3名)が取得した測量CPDのポイントに対して評価点を算出する。 取得ポイント × 30 / 120 <最大30点>
入札参加停止措置	$(R7.1.1 \sim R8.12.31 \text{の間に入札参加停止措置された月数}) \times \Delta 2$ 点
不当要求防止責任者講習受講 (代表者又は法人の取締役が講習を受講した場合)	5点
災害協定 (入札参加資格申請時点で、奈良県と災害協定を締結している団体の会員である場合)	10点

※「年間測量平均実績高(直前2年)」については、直近及びその1年前の「財務に関する報告書(測量法第55条の8の規定に基づき国土交通省に提出したもの。以下同じ。)」における「損益計算書」中の「完成測量高(税込み)」に基づき算定します。

また、「自己資本額」については、直近の「財務に関する報告書」における「貸借対照表」中の「純資産合計」に基づき算定します。

※「測量業における営業年数」については、測量業者登録(測量業法第55条の規定に基づくもの)の日から令和9年3月31日までの年数とします。ただし、測量業者登録がない期間等は除きます。年数の算定時において1年に満たないものは切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「測量成績」については、奈良県が発注した測量業務(測量成績として評定点をつけたもの)に限る。以下同じ。)に係るものとします。測量業務の実績がない場合は0点とします。

※「測量CPD」における「格付け基準の対象となる測量士又は測量士補」とは、「令和9年1月1日までに雇用されており、かつ、入札参加資格申請時点で雇用されている測量士又は測量士補」をいいます。

※「測量CPD」の取得ポイントは、令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間に取得したポイントとします。

※「入札参加停止措置」については、1か月未満について切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「不当要求防止責任者講習受講」は、代表者(例:法人の代表取締役、個人事業主)又は法人の取締役が、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講した場合とします。

※「災害協定」については、測量業務に係るものに限りします。

※ 評定点の前に△があるものは減点数、その他は加点数です。

※ 客観点又は発注者点の各項目について、小数点以下の数値となる場合は切り捨てを行います。

※ 測量機器について、レンタル又は共同所有は加算の対象外とします。

<留意事項>

- 格付けの有効期間については令和9年6月1日から令和11年5月31日までとします。
- 各等級の評定事項のうち「技術職員数」及び「測量機器」は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。
なお、格付け要件を満たさなくなった場合には、格付け要件を満たさなくなった日から2か月以内に再度要件を満たした場合を除き、その旨を申請しなければなりません。この場合には、該当する等級に降格するものとします。
- 格付け有効期間の途中での昇格は認めません。
- 入札参加資格申請において、虚偽申請が判明した場合には、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づき、入札参加停止措置を講じます。

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種 コード	業種	業務内容 コード	業務内容	略内容	
01	建設コンサルタント	00			
01	建設コンサルタント	01	河川、砂防及び海岸・海洋	河川	
		02	港湾及び空港	港湾	
		03	電力土木	電力	
		04	道路	道路	
		05	鉄道	鉄道	
		06	上水道及び工業用水道	上水	
		07	下水道	下水	
		08	農業土木	農土	
		09	森林土木	森土	
		10	造園	造園	
		11	都市計画及び地方計画	都計	
		12	地質	地質	
		13	土質及び基礎	土質	
		14	鋼構造及びコンクリート	鋼構	
		15	トンネル	トンネル	
		16	施工計画、施工設備及び積算	施工	
		17	機械	機械	
		18	建設環境	環境	
		19	水産土木	水産	
		20	電気電子	電気	
		21	廃棄物	廃棄	
02	測量	00			
02	測量	01	一般測量	一般測量	
		02	航空測量	航空測量	
03	建築設計	00			
04	地質調査	00			
05	補償コンサルタント	00			
05	補償コンサルタント	01	土地調査	土地調査	
		02	土地評価	土地評価	
		03	物件	物件	
		04	機械工作物	機械工作	
		05	営業補償・特殊補償	営業補償	
		06	事業損失	事業損失	
		07	補償関連	補償関連	
		08	総合補償	総合補償	
06	その他	00			
06	その他	01	CG		CGイメージパース
					CGシミュレーション
					CGフォトモンタージュ
					CG完成予想図作成
					CG看板パンフ作成
					CG景観検討資料作成
06	その他	02	情報処理		GISソフト開発
					LAN整備
					LAN設備
					ソフト開発販売等
					デジタル映像作成
					ホームページ
					構内情報通信設備
					情報システム設計
					情報化調査
					地図情報システム
06	その他	03	建設関係ビデオ製作		建設関係ビデオ製作
					地形模型製作
					防災行政無線
					レイリー波探査検査
					開発調査
					環境アセス
					環境アセスメント
					環境アセスメント調査
06	その他	08	環境アセスメント		環境アセス調査

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種 コード	業種	業務内容 コード	業務内容	略内容	
06	その他	09	環境調査		各種公害測定分析
					環境計量証明
					環境現況調査
					環境調査
					環境調査(動植物)
					環境調査(環境)
					環境調査・設計
					環境調査・測定分析
					環境調査・分析評価
					気象環境調査
					空気環境測定
					公害調査
					作業環境調査
					自然環境調査
					社会環境調査
					陸域・水域生物調査
					陸域環境調査
06	その他	10	環境整備計画		環境整備計画
06	その他	11	管内カメラ調査		管内カメラ調査
06	その他	12	空中写真撮影・調整		空中写真撮影・調整
06	その他	13	景観に関する業務		景観に関する業務
06	その他	14	計量証明		計量証明
					計量証明(濃度)
					計量証明・分析関係
					計量証明事業
06	その他	15	建設工事費調査		建設工事費調査
					建設資材価格調査
					建設労働者賃金調査
06	その他	16	建造物の非破壊検査		建造物の非破壊検査
06	その他	17	建物・設備診断		建物・設備診断
06	その他	18	建物耐震・耐力度診断		建物耐震・耐力度診断
06	その他	19	交通量調査		交通量・世論一般調査
					交通量調査
					交通量調査・解析
					道路交通量調査
06	その他	20	航空機使用事業		航空機使用事業
06	その他	21	産業調査		産業調査
06	その他	22	写真関係		写真関係
06	その他	23	社会調査		社会調査
					世論調査
					地域社会計画調査
					地域振興関連調査研究
					道路経済調査
06	その他	24	上下水道施設調査		上下水道施設調査作成
06	その他	25	漏水調査		上下水道漏水調査
					水道管建造物漏水調査
					漏水TV調査
					漏水調査
					漏水調査・地中探査
06	その他	26	騒音・振動測定		振動・騒音調査
					騒音・振動測定
					騒音・振動調査
					騒音・濃度測定
					騒音振動
					騒音測定
					濃度・騒音測定
06	その他	27	水質検査		水質環境調査
					水質検査
					水質他、環境調査
					水質調査・分析
06	その他	28	地下埋没探査		地下埋没探査(地下レーダー探査)
					地中レーダー探査
06	その他	29	土木構造物調査		土木構造物調査

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種 コード	業種	業務内容 コード	業務内容	略内容	
06	その他	30	防災計画調査研究		防災計画調査研究
06	その他	32	流量調査		流量調査
06	その他	33	基本構想基本計画等		基本構想基本計画等
					地域開発計画
					地域計画策定
06	その他	34	建築設備電気衛生空調		建築設備電気衛生空調
06	その他	35	交通信号機設計		交通信号機設計
					交通信号機設計業務
					交通信号機設備設計
06	その他	36	水域関連浮施設設計		水域関連浮施設設計
06	その他	37	設備設計		機械設備設計
					設備設計
06	その他	38	造園設計		造園設計
06	その他	39	既存建物保全計画		既存建物保全計画
06	その他	40	電気・通信設備設計		通信設備設計
					電気・通信設備設計
					電気設備設計
					土木関係電気設備設計
06	その他	41	都市計画設計		都市・地域計画
					都市計画
					都市計画設計
					都市再開発コンサル
					都市計画設計
06	その他	42	廃棄物コンサルタント		廃棄物コンサルタント
06	その他	43	下水道施設維持管理		下水管渠内維持管理
					下水道施設維持管理
06	その他	44	工事監督業務		工事監督業務
06	その他	45	保全管理業務		保全管理業務
06	その他	46	登記		調査登記
					登記全般
					表示登記
06	その他	47	土地家屋調査		地権調査
					土地家屋調査
					土地家屋調査士業務
					土地調査
					土地区画整理
06	その他	48	土地区画整理		土地区画整理
06	その他	49	不動産鑑定		不動産鑑定
					不動産鑑定評価業務
06	その他	50	保安林解除		保安林解除関係業務
					保安林解除申請業務
06	その他	51	物品地図印刷		
06	その他	99	その他		

必読

電子申請共通

「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点

令和 9・10 年度奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、全ての区分において「奈良スーパーアプリ」による電子申請を実施します。詳細は以下を御確認ください。

※申請区分 A～D で電子申請が困難な場合、
「様式 1 申請上の注意」を御確認のうえ申請書（様式 1）を作成してください。

※電子申請する際は申請書（様式 1）については作成不要です。

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

奈良県建設産業課のウェブページへのアクセス方法

奈良県 TOP ページ→組織から探す→県土マネジメント部 建設産業課
→入札参加資格について→令和 9・10 年度入札参加資格審査申請の受付について

1 各区分の申請方法について

- ・【A:県内本店工事（土木一式 A1 グループ確認）】
- ・【B:県内本店工事（格付け有）】
- ・【C:県内本店工事（格付け無）】
- ・【D:県内本店工事（除草）】

原則電子申請（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

電子申請が困難な場合は郵送申請（Excel 入力又は手書き等した申請書と全ての添付書類を郵送で提出）

- ・【E:県内営業所工事】
- ・【F:県外本店工事】
- ・【G:県内本店コンサル（測量含）】
- ・【H:県内本店コンサル（測量以外）】
- ・【I:県内営業所・県外本店コンサル】
- ・【J:特殊工事（道路暗渠清掃）】

電子申請のみ（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

必読

電子申請共通

2 各区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのアクセスについて

(1) 建設産業課のウェブページにアクセスしてください。

申請要領記載ページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

(2) 上記(1)ウェブページ(申請要領掲載ページ)に、各申請区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。

有効期間	種別	申請区分		受付方法	申請要領 様式等	「奈良スーパーアプリ」	提出期間
令和9年6月1日～令和10年5月31日	建設 工事	A	A1グループ 格要件確認	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	令和8年 11月2日(月曜日)～ 令和9年 1月29日(金曜日) 電子申請 …令和9年1月29日(金曜日) 17時15分までに申込完了 郵送 …令和9年1月29日(金曜日)(消印有効)
令和9年6月1日～令和10年5月31日 (追加受付)		B	県内本店 (格付け有)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		C	県内本店 (格付け無)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		D	県内本店 (除草のみ)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		E	県内営業所	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		F	県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
令和9年6月1日～令和11年5月31日 (通常受付)	コン サル	G	県内本店 (測量業務を含む)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		H	県内本店 (測量業務以外)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		I	県内営業所 県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		J	特殊工事	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	

必読

電子申請共通

(3) 表示された画面において、団体・事業者アカウントでログインを行ってください。奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録のうえ、申請を行ってください。



(4) 表示された画面の記載事項を確認し、申請内容を入力後、申請内容確認画面下部の「申請内容を登録」をクリックしてください。

(5) 申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「申請番号」、「申請者」、「申請先」、「手続き名」等が記載されていますので、メールの保存をしてください。

また、同メールが届かない場合、電子申請が完了していない可能性があります。

〈注意〉

- ・奈良スーパーアプリから送信されるメールは全て申請を行ったアカウントに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。
- ・ドメイン指定受信を設定している場合や迷惑メールフィルタ等を設定している場合は、「@ml-nsa.pref.nara.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。

3 入力内容の修正や申請の取下げを行う場合

修正や取下げを行う場合は、県から申請を差し戻す必要があるため、必ず事前に建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

当課への連絡後、アプリの通知及びメールが送信されますので、奈良スーパーアプリにログインをし、内容を確認してください。

また、競争入札参加資格申請が承認（審査の完了をもって承認となります。）されると、承認された旨のメールが届きますが、その後は修正や申請の取下げを行うことはできません。承認後に修正や取下げの必要がある場合は、建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

4 その他

(1) 提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和9年1月29日（金）**です。特に、電子申請は**令和9年1月29日（金）17時15分**までに作業を完了させてください。また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

(2) 競争入札参加資格申請の審査が完了し承認されると、手続が完了した旨のメールが送信されます。なお、承認に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、同メールが届きましたら、必ず「奈良スーパーアプリ」から内容を確認してください。

(3) 「受付控え」についてのお知らせ

申請が完了し、審査が承認されると、登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」です。必ずメールを確認し、大切に保管してください。

必読

電子申請共通

5 お問い合わせ先

(1) 申請内容について

建設産業課 公共工事契約管理係 0742-27-7425

(2) 電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について

こちらのリンク先をご確認ください。<https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html>

※電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について、建設産業課にお問い合わせいただいても、お答えできません。ご了承ください。

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第 2 条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第 5 条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。